

指定訪問介護 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問介護サービスについて、契約を締結する前にお知らせしたい内容を説明します。もし、ご不明な点が御座いましたら、ご遠慮なくご質問ください。

1.指定訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社ナーシングケア小山
代表者氏名	代表社員 小山 貴大
本社所在地	岡山県総社市清音上中島 239 番地 4
連絡先	T E L : 0866-37-5710 F A X : 0866-37-4082
法人設立年月日	平成 29 年 6 月 26 日

2.ご利用者へのサービス提供する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ヘルパーステーションこやま
介護保険指定 事業所番号	指定訪問介護事業所 岡山県第 3370801478 号（令和 6 年 10 月 1 日指定）
事業所所在地	岡山県総社市清音上中島 239 番地 4 コーポ清音 202 号
連絡先	T E L : 0866-37-5710 F A X : 0866-37-4082
管理者	中島 暢美
事業所の通常の 事業の実施地域	総社市、倉敷市、岡山市北区

(2) 事業の運営方針

運営方針	1 事業所の指定訪問介護の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。 2 事業所の指定第一号訪問事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護の状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために必要な援助を行う。 3 訪問介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
------	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（国民の祝日及び 12 月 30 日～1 月 3 日を除く）
営業時間	8：30～17：30

(4) サービス提供可能な日及び時間帯

サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	24 時間体制 ※ただし、居宅サービス計画においての決定したサービス提供日及びサービス提供時間とする。

※年末年始（12/29～1/3）、夏季（8/13～8/15）の期間についても、原則対応をさせていただきます。

但し、状況に応じてご相談させて頂く場合がございます。

（5）事業所の職員体制

当事業所では、ご契約者様に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

管 理 者	中島 暢美
-------	-------

職 種	職 務 内 容	人員数
管 理 者	1 従業者及び業務の一元的な管理。 2 従業者に、法令等の規定を周知する総合的な指導。	常 勤 1 名
サービス提供責任者	1 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整。 2 訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明と同意。 3 指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更。 4 訪問介護員等に対する技術指導等のサービス内容の管理。 5 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握。 6 サービス担当者会議等への出席、居宅介護支援事業者との連携。 7 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報の伝達。 8 訪問介護員の業務の実施状況の把握。 9 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理。 10 訪問介護員等に対する研修、技術指導。 11 その他サービス内容の管理について必要な業務。	常 勤 1 名以上
訪 問 介 護 員	1 訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。 2 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 3 サービス提供後、利用者の心身の状況等についてサービス提供責任者に報告を行います。 4 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。	常 勤 非 常 勤 2.5 名以上 (管理者、サービス提供責任者含む)
事 務 職 員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	非常勤 0 名

3.提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サ ー ビ ス 区 分		種類とサービスの内容
訪問介護計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。
身 体 介 護	食 事 介 助	食事の介助を行います。
	入 浴 介 助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）洗髪などを行います。
	排 泄 介 助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、通風食、嚥下困難者のための流動食等）の調理を行います。
	更 衣 介 助	上着、下着の更衣介助を行います。
	身 体 整 容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体 位 変 換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いす等への移乗の介助を行います。
	服 薬 介 助	配列された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
身 体 介 護	自 立 生 活 支 援 の 為 の 見 守 り 援 助	・利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全の声かけ、疲労の確認を含む）を行います。 ・入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防の為の声かけ、気分の確認などを含む）を行います。 ・ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助）を行います。 ・排泄等の移動の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守ります） ・車いすでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるように援助します。 ・洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等の見守り・声かけを行います。

生 活 援 助	買 い 物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調 理	利用者の食事の用意を行います。
	掃 除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗 濯	利用者衣類等の洗濯を行います。

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービス提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者同居家族に対するサービス提供

- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥利用者居宅での飲酒、喫煙、食事
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスのサービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

◇保険給付として不適切な事例への対応について

(1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行う事が適当であると判断される行為

- ・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・自家用車の洗車、清掃等

② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・草むしり
- ・花木の水やり
- ・犬の散歩等ペットの世話など

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス拭き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句の等のための特別な手間をかけて行う調理等

- (1) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人（NPO法人）などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用の為の助言を行います。

- (2) 保険給付としてのサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして利用者の全額自己負担によってサービスを提供する事は可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要なことから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅サービス計画の変更の援助を行います。

4 その他の費用について

① 交 通 費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費を請求できるものとします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて下記のとおりキャンセル料を請求いたします。	
	前日 18 時までにご連絡のない場合	料金の全部又は一部を請求いたします。

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

その他費用の請求及び支払い方法について

① 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合） その他の費用請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 20 日までに、下記の方法によりお支払いください。 ・現金支払い ・口座振替 イ お支払いの確認をしましたら領収書をお渡ししますので必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります）

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 3 ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 30 日以内に支払いのない場合はサービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する訪問介護員等の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問介護員等の変更を希望される場合は、右の担当者まで相談ください	相 談 担 当 者 氏 名		中 島 暢 美
	連 絡 先	電 話 番 号	0866-37-5710
		F A X 番 号	0866-37-4082
	受 付 日 及 び 受 付 時 間		営 業 時 間 と 同 じ

※担当する訪問介護員等の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービス提供に当たって

- (1) サービス提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び

要介護認定の有効期間）を確認します。被保険者の住所などに変更があった場合には速やかに当事業所までお知らせください。

- (2) 利用者が要介護認定を受けられていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかな当該申請が行われるように必要な援助をします。また居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前には、なされるように必要な援助をします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき利用者及び家族の意向を踏まえ、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付しますのでご確認をお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお「訪問介護計画」は利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に対して、十分に配慮します。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり、必要な措置をします。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	中島 暢美
-------------	-------

- (2) 成年後見人制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受け入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び訪問介護員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。ただし、訪問介護計画の作成や市町村の実施する保健福祉サービスの連携をするにあたり、関係者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

10 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を施行するとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

- (1) 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (2) 事業者は前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

12 身分証携行義務

訪問介護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び、利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業所との連携

- (1) 指定訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業所に送付します。

15 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、その書類を使わなくなった日から 5 年間保存します。
- (3) 利用者は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について衛生な管理に努めます。

17 サービス提供に関する相談苦情について

相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	0 8 6 6 － 3 7 － 5 7 1 0	FAX番号	0 8 6 6 － 3 7 － 4 0 8 2
担当者	管理者 中島 暢美		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の訪問介護員等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

【市町村（保険者）の窓口】 岡山市保健福祉局介護保険課	（所在地）岡山市北区鹿田町1丁目1番1号 （電話番号）086-803-1240 （受付時間）8：30～17：15
【市町村（保険者）の窓口】 岡山市保険福祉局事業者指導課 訪問居宅事業者係	（所在地）岡山市北区大供3丁目1-18KSB会館4階 （電話番号）086-212-1013 （受付時間）8：30～17：15
【市町村（保険者）の窓口】 倉敷市役所介護保険課	（所在地）岡山市倉敷市西中新田640 （電話番号）086-426-3343 （受付時間）8：30～17：15
【市町村（保険者）の窓口】 総社市役所長寿介護課介護保険係/介護 予防係	（所在地）総社市中央町1番1号 （電話番号）0866-92-8369/0866-92-8422 （受付時間）8：30～17：15
【公的団体の窓口】 岡山県国民健康保険団体連合会	（所在地）岡山市北区桑田町17番5号 （電話番号）086-223-8811 （受付時間）8：30～17：00

18 第三者評価の実施状況

なし

令和 年 月 日

【説明確認欄】 私は以上のとおり重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

（ご本人の署名は記名押印）

<利用者> 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

※上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

【説明確認欄】 以上のとおり重要事項について文書を交付し、説明しました。

＜事業主＞ （事業者）

住 所 岡山県総社市清音上中島 2 3 9－4

事業者名 合同会社ナーシングケア小山

代表者 小山 貴大

（事業所名）

住 所 岡山県総社市清音上中島 2 3 9－4

事業所名 ヘルパーステーションこやま

管理者名 中島 暢美

説明者氏名